

議 第 231 号

平成28年 8 月29日提出

公の施設の他の団体の利用に関する協定について

公の施設の他の団体の利用について、協議により別紙のとおり協定するため、議決を求める。

熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

公の施設の他の団体の利用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

協 定 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第２項の規定により、公の施設の利用について、熊本市（以下「甲」という。）と南阿蘇村（以下「乙」という。）は、下記のとおり協定する。

記

- 1 協 定 の 趣 旨 甲及び乙は、次項に規定する公の施設において、相互の住民への図書資料の貸出し（以下「貸出し」という。）を実施することを承諾する。
- 2 対象となる公の施設 図書館法（昭和２５年法律第１１８号）に基づく図書館のうち甲が設置するもの並びに熊本市公民館条例（昭和４３年条例第１６号）に規定する公民館及び熊本市男女共同参画センターはあもにいに附属する図書室並びに南阿蘇村図書室
- 3 施 設 の 利 用 関 係 貸出しは、前項に規定する公の施設を設置した市及び村の条例、規則その他の規程の定めるところにより実施するものとする。
- 4 経 費 の 負 担 貸出しに係る経費は、それぞれ第２項に規定する公の施設を設置した市及び村が負担する。
- 5 そ の 他 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。